# 富士山景観配慮条例の概要

# 1 条例制定の背景等

世界遺産富士山を後世に引き継ぎ、富士北麓地域が国際観光地として発展を続けるためには富士山の美しい景観と調和のとれた開発を実現することが必要であり、そのためには工作物の新設等の事業を実施しようとする者が事業の初期段階から景観に配慮した事業計画を策定し、実施していくことが極めて重要になります。

このことから、山梨県では、平成27年12月県議会において、山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する条例(以下「富士山景観配慮条例」といいます。)を制定し、平成28年6月24日から施行することとしました(同年3月24日からは、事業者の自主的な景観配慮の手続が実施可能です。)。

平成28年6月24日以降においては、富士山景観配慮地区内で一定の規模以上の事業を 実施しようとする場合、事業者は、景観配慮の手続の実施が必要になりますので御注意くだ さい(なお、経過措置あり)。

## 2 富士山景観配慮条例の内容

## (1)景観配慮の手続

ア 景観配慮の手続は、景観に影響を与える可能性のある一定規模以上の事業・開発行為の実施に際し、その事業が景観に与える影響を事業者自らが事業の初期段階( )で調査、予測及び評価を行い、その内容に対する知事意見を踏まえて事業内容を景観保全上より良いものにしていく制度であり、景観分野における環境影響評価を簡易な方法で実施するものです。

事業の初期段階:事業の位置・規模等の検討段階をいいます。景観配慮の手続は、景観配慮書に係る手続と事業者見解書に係る手続からなっていますが、このうち景観配慮書に係る手続については、用地を取得して事業を実施しようとする場合は、用地取得及び実施設計(詳細設計)の前にこれを終えておくようにしてください。

#### イ 景観配慮の手続

#### 景観配慮書に係る手続(1)

事業者は、事業の位置・規模及び施設の構造・配置の検討段階において、技術指針に従い、事業の実施が景観に及ぼす影響についての調査・予測・評価を行い、その結果を記載した書面(景観配慮書)を知事に送付して意見(2)を聴きます。これにより、事業の実施により世界遺産の価値が損なわれるおそれがないかどうかについて早期に把握することが可能となります。

#### 事業者見解書に係る手続

事業者は、景観配慮書に対する知事意見を勘案し、必要に応じて事業内容の見直し等を行い、法令(3)に基づく手続(自然公園法に基づく許可申請、届出等)の60日前までに、その結果を記載した書面(事業者見解書)を知事に送付して意見(2)を聴きます。これにより、事業者が行おうとしている景観保全措置の内容が適切であるかどうかについて把握することが可能となります。

法令(3)に基づく手続

工事着工

- 1 用地を取得して事業を実施しようとする場合は、用地取得及び実施設計の前には景観配慮書に係る 手続を終えておくようにしてください。
- 2 知事は、関係市町村長、学識経験者等の意見を踏まえる中で、景観配慮書及び事業者見解書に対する意見をそれぞれ原則60日以内に述べ、事業者見解書に対する意見を述べた後等においては、配慮措置の上、景観配慮書や知事意見等を公開します。
- 3 「法令」とは、文化財保護法、森林法、自然公園法、環境影響評価法、山梨県環境影響評価条例、 景観法、風致地区条例、富士吉田市富士山世界遺産条例等をいいます。

# (2)適用範囲

富士山景観配慮条例は、富士山景観配慮地区(世界遺産富士山の構成資産及び緩衝地帯のうち、山梨県の区域に属する区域)内で行われる(3)の対象事業に適用されます。

# (3)対象事業

対象事業の種類・規模一覧(概要)表1及び表2参照

## 3 経過措置

条例の円滑な施行を図る観点から、富士山景観配慮条例には経過措置(条例附則第2項)があります。

次に掲げる事業については、対象事業の要件を満たすものであっても、富士山景観配慮条例の景観配慮の手続に関する規定の適用はありませんので、御留意ください。

平成28年6月24日(以下「施行日」といいます。)前に免許、特許、許可、認可、承認 又は同意が与えられた事業

施行日前に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項第1号の補助金 又は同項第2号の負担金の交付の決定を受けた事業

施行日前に都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業

施行日から起算して6月を経過する日(平成28年12月23日です。以下同じです。)まで に環境影響評価法第4条第1項の規定による届出が行われる事業

施行日から起算して6月を経過する日までに山梨県環境影響評価条例第6条第1項の規定 による届出又は同条例第7条第3項の規定による送付が行われる事業

施行日から起算して6月を経過する日までに工事に着手される事業

施行日前に山梨県補助金等交付規則第2条第1号(1)の補助金の交付を受けた事業

施行日前に山梨県環境影響評価等指導要綱第14条第2項又は第22条第2項の規定による送付が行われた事業